

○ 法務省
国土交通省 令第 号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第三項並びに第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第九条第三項（これらの規定を同法第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第三項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

法務大臣 森 英介

国土交通大臣 金子 一義

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則

目次

第一章 住宅建設瑕疵担保保証金（第一条―第十六条）

第二章 住宅販売瑕疵担保保証金（第十七条―第二十七条）

第三章 雑則（第二十八条）

附則

第一章 住宅建設瑕疵担保保証金

(住宅建設瑕疵担保保証金の還付)

第一条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者が次の各号に掲げる場合に供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき還付を受ける権利を有することを証する書面は、それぞれ当該各号に定める書面とする。

一 法第六条第二項第一号又は第二号の場合 次条第七項の規定により国土交通大臣が交付する技術的確認書

二 法第六条第二項第三号の場合 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下「施行規則」という。）第九条第七項の規定により国土交通大臣が交付する確認書

(国土交通大臣の技術的確認)

第二条 法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正証書若しくは施行規則第七条に規定する私署証書（以下この章において「公正証書等」という。）に記載された損害賠償請求権に関し、同項の規定により新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては公正証書等を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の技術的確認の申請書を受理したときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による権利の調査のため、法第十七条第一項の規定により指定された住宅瑕疵担保責任保険法人の役員又は職員のうち保険等の業務（同項に規定する保険等の業務をいう。以下同じ。）の実施のため必要な技術上の管理を行う者（以下「損害調査員」という。）に第一項の規定による

申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

5 損害調査員は、前項の損害調査を終えたときは、直ちに、当該申請に係る損害が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第九十四条第一項に規定する瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の内容及びその額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

6 第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 第二項の規定により添付された書面により当該書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵に該当しないことが明らかなき。

二 当該技術的確認の申請書を受理した日（当該技術的確認の申請書を受理した日以前に提出された当該技術的確認の申請書に記載された供託建設業者（法第六条第一項に規定する供託建設業者をいう。以下同じ。）に係る第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第九条第一項の確認申請書であつて、その申

請書又は確認申請書を受理した日から三十日を経過していないものがあるときは、当該申請書又は確認申請書を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）において、当該技術的確認の申請書に記載された供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金の額（受理日前に次項の技術的確認書又は施行規則第九条第六項の確認書が交付され、まだ住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く。以下この章において「受理日供託額」という。）が十万円以下のとき。

三 当該技術的確認の申請書に記載された損害賠償請求権の額が十万円以下のとき。

7 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の規定による技術的確認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が法第六条第一項の権利（以下この章において「権利」という。）を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日以後、速やかに、申請者に別記第二号様式の技術的確認書を交付しなければならない。この場合において、同項の損害賠償請求権の額として記載する額は、受理日供託額から第四項の損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費用（以下この項及び第五条において「損害調査費用」という。）を控除した額を限度と

し、当該損害調査費用については、当該損害調査を実施した損害調査員の申請に基づき、当該損害調査員に別記第三号様式の確認書を交付するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による技術的確認の申請に対する第三項の規定による権利の調査又は施行規則第九条第一項の規定による確認の申請に対する同条第三項の規定による権利の調査の結果、権利を有すると認められるものに係る金額の合計額が、受理日供託額を超える場合には、技術的確認書を交付してはならない。

9 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

- 一 第三項の規定による権利の調査の結果により申請者が権利を有していないことが明らかになったとき。
- 二 第六項各号のいずれかに該当するとき。

(権利の申出)

第三条 国土交通大臣は、前条第八項に規定する場合には、遅滞なく、六十日を下らない一定

の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る配当手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知しなければならない。

一 受理日に受理された前条第一項の規定による技術的確認の申請をした者

二 当該供託建設業者に係る前条第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第九条第一項の確認申請書であつて、受理日より後に受理されたもの及び前項の規定により公示をした日までの間に受理されたものを提出した者

三 当該供託建設業者

3 第一項の規定による公示があつた後は、前項第一号の者がその申請を取り下げた場合においても、この条から第五条までの規定による手続の進行は妨げられない。

4 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第六条第一項に規定する発注者は、権利を有することを証する書面を添付して、別記第四号様式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定により公示をした日から同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請及び施行規則第九条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第九条第一項の確認申請書は、前項の申出書とみなす。

6 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出されたときは、送付に要した日数は、第一項の期間に算入しない。

（権利の調査）

第四条 国土交通大臣は、前条の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2 第二条第四項から第六項までの規定は、前項の権利の調査について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「第二項」とあるのは「前条第四項」と、同条第六項第二号中「」が十万円以下のとき」とあるのは「」が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した第二条第一項の規定による

技術的確認の申請及び第三条第四項の規定による権利の申出並びに施行規則第九条第一項の規定による確認の申請に係る戸数に十万円を乗じた額以下るとき」と読み替えるものとする。

(配当表の作成等)

第五条 国土交通大臣は、第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者に係る第二条第三項又は施行規則第九条の三の規定による権利の調査並びに第三条第一項の期間内に権利の申出をした者に係る前条第一項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託建設業者に通知しなければならない。

2 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一 損害調査費用

二 権利調査により権利を有することが認められた者が有する権利のうち二千万円以内の額

三 前号の者が有する権利のうち二千万円を超える額

3 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成し

た支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の手續をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託建設業者に交付しなければならない。

(公示の方法)

第六条 第三条第一項及び前条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

(供託書正本の提出)

第七条 国土交通大臣は、権利の実行に必要なときは、供託建設業者に対し、当該供託建設業者が供託した住宅建設瑕疵担保保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該供託建設業者に交付しなければならない。

(有価証券の換価)

第八条 国土交通大臣は、法第三条第五項の規定により有価証券(同項に規定する有価証券をいう。以下同

じ。)が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。

この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物
払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券
に代わる供託金として供託しなければならない。

4 前項の規定により供託された供託金は、第二項の規定により還付された有価証券を供託した建設業者が
供託したものとみなす。

5 国土交通大臣は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する建設業者に通知しな
ければならない。

(住宅建設瑕疵担保保証金の還付に係る通知書)

第九条 法第六条第一項の権利を有する者で、当該権利の実行のため住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受け
ようとする者は、供託規則及び第一条の定めるところによるほか、別記第五号様式の通知書三通を供託所

に提出しなければならない。

第十条 供託所は、法第六条第二項の請求に基づき供託物を還付したときは、前条の通知書のうち二通を国土交通大臣に発送しなければならない。

第十一条 前条の通知書を受け取った国土交通大臣は、その一通に、別記第五号様式の奥書の式による記載をし、これを当該供託者たる建設業者に送付しなければならない。この場合において、当該建設業者が建設業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けているときは、国土交通大臣は、その写しを都道府県知事に送付しなければならない。

(不足額の供託をすべき期限の始期)

第十二条 法第七条第一項の法務省令・国土交通省令で定める日は、建設業者が還付があったことについて国土交通大臣から通知を受けた場合においては、当該建設業者が通知書の送付を受けた日とする。

2 前項に規定する場合以外の場合においては、当該建設業者が住宅建設瑕疵担保保証金が基準額に不足することとなったことを知った日とする。

(金銭のみをもって住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合の住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え

第十三条 法第八条第一項の規定により供託建設業者が住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えを請求するには、供託規則第二十一条の三から第二十一条の六までの定めるところによらなければならない。

（有価証券又は有価証券及び金銭で供託をしている場合の取戻し手続）

第十四条 法第八条第二項後段の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、主たる事務所の移転の事実を証する書面及び法第八条第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。

（住宅建設瑕疵担保保証金の取戻し）

第十五条 法第九条第二項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、施行規則第十二条第二項に規定する取戻承認書をもって足りる。

（供託規則の適用）

第十六条 この省令に定めるもののほか、住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び払渡しについては、供託規則

の手続による。

第二章 住宅販売瑕疵担保保証金

(住宅販売瑕疵担保保証金の還付)

第十七条 法第十四条第二項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者が次の各号に掲げる場合に供託規則第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき還付を受ける権利を有することを証する書面は、それぞれ当該各号に定める書面とする。

一 法第十四条第二項第一号又は第二号の場合 次条第七項の規定により国土交通大臣が交付する技術的確認書

二 法第十四条第二項第三号の場合 施行規則第二十条第七項の規定により国土交通大臣が交付する確認書

(国土交通大臣の技術的確認)

第十八条 法第十四条第二項第一号又は第二号の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第六号様式による技術的確認(同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正

証書若しくは施行規則第十八条に規定する私署証書（以下この章において「公正証書等」という。）に記載された損害賠償請求権に関し、同項の規定により新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の技術的確認の申請書には、法第十四条第二項第一号に掲げる場合においては債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては公正証書等を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の技術的確認の申請書を受理したときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による権利の調査のため、損害調査員に第一項の規定による申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

5 損害調査員は、前項の損害調査を終えたときは、直ちに、当該申請に係る損害が住宅品質確保法第九十条第一項に規定する隠れた瑕疵により生じた損害に該当するか否か並びに該当する場合は当該損害の内

容及びその額について報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

6 第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一 第二項の規定により添付された書面により当該書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵に該当しないことが明らかなき。

二 当該技術的確認の申請書を受理した日（当該技術的確認の申請書を受理した日以前に提出された当該技術的確認の申請書に記載された供託宅地建物取引業者（法第十四条第一項に規定する供託宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）に係る第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第二十条第一項の確認申請書であつて、その申請書又は確認申請書を受理した日から三十日を経過していないものがあるときは、当該申請書又は確認申請書を受理した日のうち最も早い日。以下この章において「受理日」という。）において、当該技術的確認の申請書に記載された供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金の額（受理日前に次項の技術的確認書又は施行規則第二十条第六項の確認書が交付され、まだ住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く。以

下この章において「受理日供託額」という。）が十万円以下のとき。

三 当該技術的確認の申請書に記載された損害賠償請求権の額が十万円以下のとき。

7 国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査の結果に基づき、第一項の規定による技術的確認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が法第十四条第一項の権利（以下この章において「権利」という。）を有することを確認したときは、受理日から起算して三十日を経過した日以後、速やかに、申請者に別記第七号様式の技術的確認書を交付しなければならぬ。この場合において、同項の損害賠償請求権の額として記載する額は、受理日供託額から第四項の損害調査に要する費用として国土交通大臣が別に定める費用（以下この項及び第二十一条において「損害調査費用」という。）を控除した額を限度とし、当該損害調査費用については、当該損害調査を実施した損害調査員の申請に基づき、当該損害調査員に別記第八号様式の確認書を交付するものとする。

8 前項の規定に関わらず、国土交通大臣は、受理日以後受理日から起算して三十日を経過する日までにされた当該供託建設業者に係る第一項の規定による技術的確認の申請に対する第三項の規定による権利の調査又は施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請に対する同条第三項の規定による権利の調査の結

果、権利を有すると認められるものに係る金額の合計額が、受理日供託額を超える場合には、技術的確認書を交付してはならない。

9 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

- 一 第三項の規定による権利の調査の結果により申請者が権利を有していないことが明らかになったとき。
- 二 第六項各号のいずれかに該当するとき。

(権利の申出)

第十九条 国土交通大臣は、前条第八項に規定する場合に該当するときは、遅滞なく、六十日を下らない一定の期間内に国土交通大臣に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは当該公示に係る配当手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により公示をしたときは、その旨を次に掲げる者に対して通知しなければならない。

- 一 受理日に受理された前条第一項の規定による技術的確認の申請をした者

二 当該供託宅地建物取引業者に係る前条第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第二十条第一項の確認申請書であつて、受理日より後に受理されたもの及び前項の規定により公示をした日までの間に受理されたものを提出した者

三 当該供託宅地建物取引業者

3 第一項の規定による公示があつた後は、前項第一号の者がその申請を取り下げた場合においても、この条から第二十一条までの規定による手続の進行は、妨げられない。

4 第一項に規定する権利の申出をしようとする法第十四条第一項に規定する買主は、十権利を有することを証する書面を添付して、別記第四号様式による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第一項の規定により公示をした日から同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請及び施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書又は施行規則第二十条第一項の確認申請書は、前項の申出書とみなす。

6 第四項の申出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出されたときは、送付に要した日数は、第一項の期間に算入しない。

(権利の調査)

第二十条 国土交通大臣は、前条の規定による権利の申出を受けたときは、遅滞なく、権利の調査をしなければならぬ。

2 第十八条第四項から第六項までの規定は、前項の権利の調査について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「第二項」とあるのは「前条第四項」と、同条第六項中「」が十万円以下のとき」とあるのは「」が受理日以後当該権利の申出を受けた日までの間に受理した第十八条第一項の規定による技術的確認の申請及び第十九条第四項の権利の申出並びに施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請に係る戸数に十万円を乗じた額以下のとき」と読み替えるものとする。

(配当表の作成等)

第二十一条 国土交通大臣は、第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる者に係る第十八条第三項又は施行規則第二十条の三の規定による権利の調査並びに第十九条第三項の期間内に権利の申出をした者に係る前

条第一項の規定による権利の調査（以下この条において「権利調査」という。）の結果に基づき、速やかに配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託宅地建物取引業者に通知しなければならない。

2 配当の順位は、次に掲げる順位による。

一 損害調査費用

二 権利調査により権利を有することが認められた者が有する権利のうち二千万円以内の額

三 前号の者が有する権利のうち二千万円を超える額

3 同一順位において配当をすべき債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

4 国土交通大臣は、配当の実施のため、供託規則第二十七号から第二十八号の二までの書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の手續をしたときは、同項の支払委託書の写しを供託宅地建物取引業者に交付しなければならない。

（供託書正本の提出）

第二十二條 国土交通大臣は、権利の実行に必要があるときは、供託宅地建物取引業者に対し、当該供託宅地建物取引業者が供託した住宅販売瑕疵担保保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該供託宅地建物取引業者に交付しなければならない。

(有価証券の換価)

第二十三條 国土交通大臣は、法第十四条第五項の規定により有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

4 前項の規定により供託された供託金は、第二項の規定により還付された有価証券を供託した宅地建物取

引業者が供託したものとみなす。

5 国土交通大臣は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する宅地建物取引業者に通
知しなければならない。

(住宅販売瑕疵担保保証金の還付に係る通知書)

第二十四条 法第十四条第一項の権利を有する者で、当該権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付
を受けようとする者は、供託規則の定めるところによるほか、別記第十号様式の通知書三通を供託所に提
出しなければならない。

第二十五条 供託所は、法第十四条第二項の請求に基づき供託物を還付したときは、前条の通知書のうち二
通を国土交通大臣に発送しなければならない。

第二十六条 前条の通知書を受け取った国土交通大臣は、その一通に、別記第十号様式の奥書の式による記
載をし、これを当該供託者たる宅地建物取引業者に送付しなければならない。この場合において、当該宅
地建物取引業者業者が宅地建物取引業法第三条第一項に規定する都道府県知事の免許を受けているときは
、国土交通大臣は、その写しを都道府県知事に送付しなければならない。

(準用)

第二十七条 第六条及び第十二条から第十六条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第十二条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「法第十六条において準用する法第七条第一項」と、第十三条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第一項」と、第十四条中「法第八条第二項後段」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項後段」と、「法第八条第二項前段」とあるのは「法第十六条において準用する法第八条第二項前段」と、第十五条第一項中「法第九条第二項」とあるのは「法第十六条において準用する法第九条第二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(権限の委任)

第二十八条 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第一号にあつては当該供託建設業者が許可を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に、第二号にあつては当該供託宅地建物取引業者が免許を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第十五条第一項の規定により承認書を交付すること。
- 二 第二十七条において読み替えて準用する第十五条第一項の規定により承認書を交付すること。

附 則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。